

第5章 騒音・振動

1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感をいだかせるような「好ましくない音」、「望ましくない音」のことをいいます。主なものとして、工場・事業場騒音、建設業騒音、自動車騒音、鉄道・飛行機等の騒音があります。また、近年では、カラオケ等による深夜営業店舗の騒音や、日常生活による近隣騒音も問題となっています。しかし、騒音問題には、心理的要因が強く影響し、個人の受け取り方に大きな差があるため、規制することが困難な感覚的公害といえます。

振動の原因は、多くの場合、騒音の発生元と同一です。振動は、工場の生産活動や自動車の通行等によって発生し、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

2. 瑞浪市の状況

平成28年度に環境課に寄せられた騒音・振動に関する苦情件数は2件でしたが、住宅地近隣においては、わずかな騒音・振動が、生活に影響を与えることがあるため、特に配慮が必要です。

3. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内4箇所における環境騒音定点観測を実施しています。平成28年度の測定結果は以下のとおりでした。

表15. 環境騒音定点観測の結果

測定地点	都市計画法の用途地域	環境基準の類型	測定日時		等価騒音レベル (dB)*	環境基準 (dB)
瑞浪市役所	第2種住居地域	B	10月19日	9:50~10:00	61.3	55
				14:00~14:10	59.8	
瑞浪市浄化センター	準工業地域	C	10月19日	10:20~10:30	54.4	60
				14:25~14:35	58.4	
土岐町12番地の1	商業地域	C	10月19日	10:50~11:00	62.7	60
				14:40~14:50	62.1	

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

表 16. 道路近傍騒音測定の結果

① 測定地点情報

測定地点	瑞浪市上野町 3 丁目 94 番地	都市計画法の用途地域	商業地
騒音規制法の区域区分	第3種規制区域	道路種別	都道府県道
路線名	県道上山田寺河戸線	道路構造	平面
車線数	2 車線	低騒音舗装の有無	なし
遮音壁の有無	なし	住居等からの距離	1m
車道端からの距離	4m		

② 道路状況調査結果(平成 28 年 10 月 20 日)

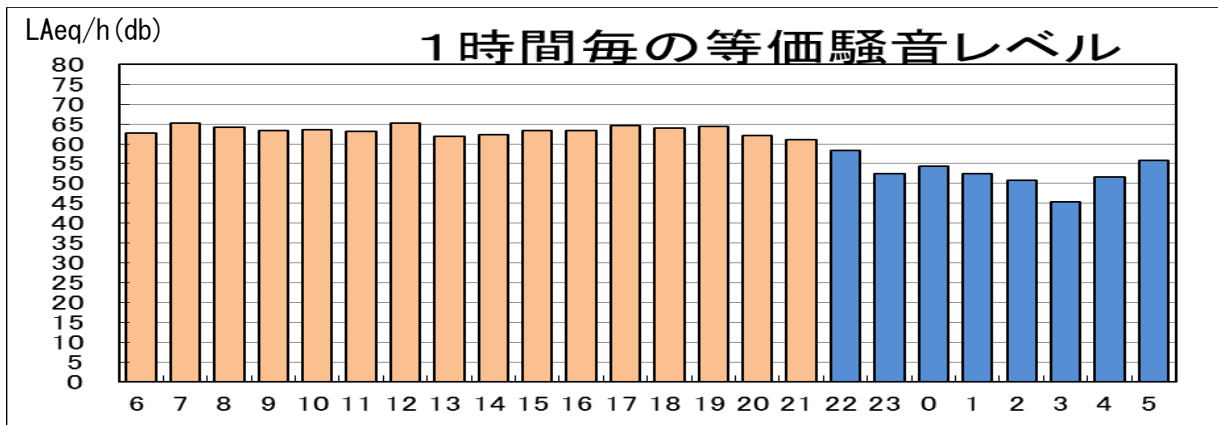
測定時刻	測定側車線 10 分間の交通量				反対側車線 10 分間の交通量				等価騒音レベル (dB)	後背地 [※] の等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
	大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪			
9:00	0	1	29	0	1	1	22	0	64.2	57.9	65
15:00	0	1	23	1	0	2	24	2	63.3	56.8	65
22:00	0	0	7	0	0	0	11	0	58.9	51.8	60
23:40	0	0	2	0	0	0	3	0	51.8	44.4	60

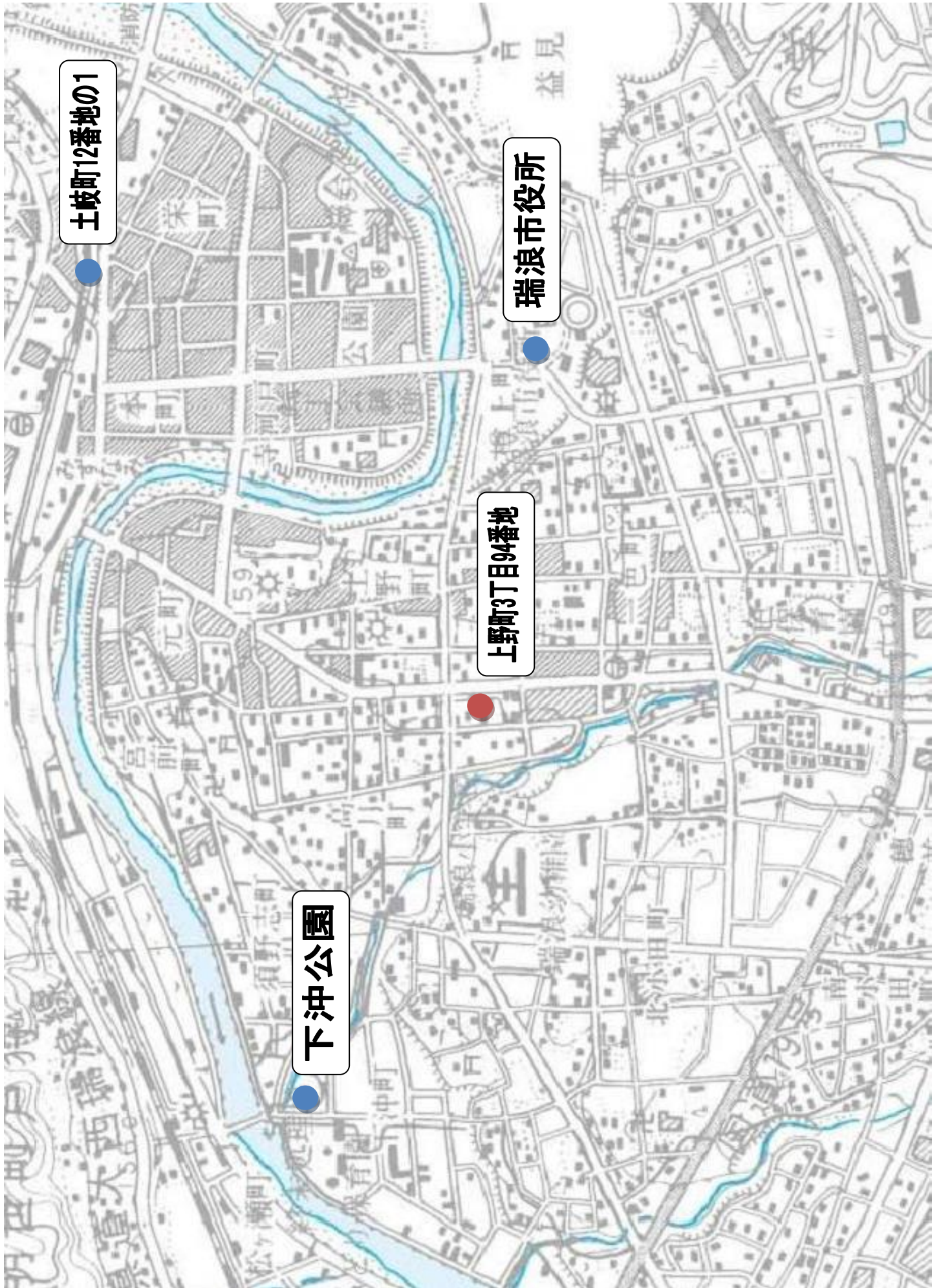
※ 車道端から 64m 地点

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

③ 24 時間測定結果(平成 28 年 10 月 20 日～10 月 21 日)

測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)
6～7	62.7	12～13	65.2	18～19	64.0	24～1	54.3
7～8	65.3	13～14	62.0	19～20	64.4	1～2	52.5
8～9	64.2	14～15	62.3	20～21	62.0	2～3	50.8
9～10	63.4	15～16	63.4	21～22	61.1	3～4	45.4
10～11	63.5	16～17	63.4	22～23	58.3	4～5	51.7
11～12	63.1	17～18	64.7	23～24	52.5	5～6	55.9





土岐町12番地の1

瑞浪市役所

上野町3丁目94番地

下沖公園

4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況

騒音・振動に係る特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料１３，１４）を言います。また、岐阜県では岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています（資料１５）。規制区域内において、これらの特定施設を設置する工場又は事業場は、本市への届出が必要です。

平成２８年度末までに、本市に設置されている騒音・振動に係る特定施設を設置している工場等の実数は、以下のとおりです。

表１７．騒音規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械	７
２．空気圧縮機	４３
３．土石用破砕機	８６
４．織機	０
５．建設用資材製造機械	７
６．穀物用製粉機	０
７．木材加工機械	１２
８．抄紙機	０
９．印刷機械	１２
１０．合成樹脂用射出成型機	０
１１．鋳造型機	０
合 計	１６７

表１８．振動規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械	５
２．圧縮機	２８
３．土石用破砕機等	６０
４．織機	０
５．コンクリート・ブロック・マシン	５
６．木材加工機械	１
７．印刷機械	４
８．ロール機	０
９．合成樹脂用射出成型機	０
１０．鋳造型機	０
合 計	１０３

表１９．岐阜県公害防止条例に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械研磨機	１
２．空気圧縮機及び送風機	９
３．窯業焼成炉用バーナー	３４
４．繊維機械 撚糸機	０
５．紙工機械	１
６．合成樹脂用粉碎機	３
７．高速切断機	３
８．走行クレーン	７
９．クーリングタワー	１４
１０．冷凍機	１２
１１．タイル成型用プレス	０
合 計	８４

5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音・振動に係る特定建設作業とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を生ずる作業であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料16、17）を言います。規制区域内において、これらの特定建設作業を行う事業者は、本市への届出が必要です。

平成28年度中に本市で行われた特定建設作業は、以下のとおりです。

表20. 騒音規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0
3. 削岩機を使用する作業	7
4. 空気圧縮機を使用する作業	3
5. コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	8
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合計	19

表21. 振動規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	2
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	10
合計	12